

MPN運営機構：地方税統一QRに向けた対応状況

資料 8-1

1. MPNドキュメントの改訂など

これまでにQR規格検討会および活用検討会で決定された内容をMPNの仕様に反映するため、既存ドキュメントの改訂および新規ドキュメント作成を行います。

- (1) (仮称) 地方税統一QRコードを利用する帳票について
MPN標準帳票ガイドラインの付属資料として新規作成します。
標準帳票ガイドラインおよび本文書は地方税共同機構に開示します。MPNに収納機関連登録されていない地方団体は、同機構から同ガイドラインを入手してください。
 - (2) MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編 (改訂)
税目・料金番号の追加、賦課税目の納付区分に地方公共団体情報を追加することを反映させます。
 - (3) MPNインタフェース仕様書 (改訂)
これまで未定としていた「入力区分」について、新規設定値 (06: QR) としたいと思います。また、QRコード破損時に券面情報にもとづきデータを作成する際は (01: マニュアル入力) を設定としています。
- ## 2. レコードフォーマットQAの更新
- レコードフォーマットQAに、QRコード破損時の取扱いを追記しました。

3. eLTAXとの連動試験

必要な試験について、地方銀行協会および第二地方銀行協会の全行説明会でご説明したものです。

1. MPNドキュメントの改訂など



(1) (仮称) 地方税統一QRコードを利用する帳票について

内容

- ① 地方税QRコードが付された帳票に関する取扱いの整理
 - ・現在のMPN収納サービスでは、地方団体が金融機関窓口取扱納付書を発行し、金融機関で一括伝送方式で処理する場合は、地方団体にMPN標準帳票への移行を必須としている。
 - ・ただし、地方税共同機構（MPNの収納機関番号13800）による共通納税システムを利用する収納については、地方税統一QRコードおよびeL番号を印字した帳票であれば、MPN標準帳票以外の帳票の使用も可能とする。
 - ・MPN標準帳票以外の帳票を利用する場合は、金融機関における事務効率化にご協力いただきたく、MPN標準帳票（MPN標準帳票に準拠する帳票（MPN準拠帳票））を使用いただくことを要望する。
- ② MPN登録金融機関での取扱いの整理
 - ・地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関においては、指定金融機関先、収納代理金融機関先の地方団体の納付書のみならず、全地方団体に係る地方税統一QRコードが印刷された納付書を受け付ける（参照：QR規格検討会取りまとめP11）。
 - ・MPNに収納機関登録している地方団体の帳票を一括伝送方式で処理する場合、OCR読取かQR読取かは、金融機関の判断とする。
- ③ 地方税統一QRコードに関する技術的仕様
 - ・地方団体は、地方税統一QRコードの企画に係る検討会および活用に係る検討会において取りまとめられたQRコードを、定められた位置に印字すること。
 - ・地方団体は、地方税共同機構が定める記載ルール（eLマーク、eL番号など）に従うこと。

1. MPNドキュメントの改訂など

(1) (仮称) 地方税統一QRコードを利用する帳票について

④MPN準拠帳票に関する留意事項・取扱い

- ・MPN準拠帳票とは、MPN収納機関登録をしていない地方団体が、MPN標準帳票ガイドラインに沿って作成する帳票を指します。
- ・MPN準拠帳票を使用する際は、以下の事項を厳守してください。
 - ペイジーマークを印字しない
(ペイジーマークがあると、利用者に対して帳票記載の納付番号等で直接に金融機関のペイジー対応ATMやIBで支払いが可能と誤解を与える可能性があるため。)
 - 払込ID(70~79)を印字しない(IDの枠も印字しない)
(当該番号はゆうちょ銀行からペイジー収納用に発行された番号のため。)
 - 郵便局での収納取扱いを行なう場合は、必ず払込書(納付書)様式についてゆうちょ銀行の承認を受けること。

公開予定時期

2022年3月にMPN理事会に上記方針を報告、新規ドキュメントは4月に決定予定

公開方法

- ・MPN運営機構および推進協議会からMPN会員(金融機関、地公体、バンダー)へ公開
- ・LTAから各地方団体へ展開いただく(MPN非会員地公体に提供いただくため)

1. MPNDドキュメントの改訂など



(2)MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編

内容

- ①税目・料金番号の追加（地方税共同機構からの依頼）
- ・eLTAXでの取扱税目拡大に伴い、「税目・料金番号体系」へ複数の税目・料金番号追加する。適用開始日は、2023年4月1日とする。

<追加する税目・料金番号>

- ①核燃料税 : 138
- ②核燃料等取扱税 : 139
- ③使用済核燃料税 : 166
- ④法定外税（汎用） : 145～147
- ⑤集合納付（汎用） : 148～150
- ⑥分割納付 : 179

- ②賦課税目の納付区分に地方公共団体情報を追加（地方税共同機構からの依頼）

- ・（仮称）NFdeskを利用して、すべての地方団体の賦課税目（納付書を用いる収納）を共通納税システムに対応させるために、MPN電文のデータ項目である「納付区分」において、共通納税システムを利用して納付する賦課税の税目・料金番号(3桁)に地方公共団体情報（5桁）を追加する。適用開始日は、2023年4月1日とする。

1. MPNDドキュメントの改訂など



(2)MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編

③一括消込データのMPNセンタへの送信時限の変更【内部検討中】

- ・ 地方税収納では、ピーク日に取扱いが鋭く集中する。
- ・ MPNセンタでは、一括伝送データの取込処理をクリアリング処理開始時間（0:40）までに終了させる必要があるが、ピーク日でも後続のクリアリング処理が安全に開始できるように、金融機関から一括伝送データの送信を完了していただく時限を設けること等について検討中。

公開予定時期

- ①2022年3月に改訂内容をMPN理事会で審議予定。
- ②2022年1月に改訂内容をMPN理事会で審議済み。

①②の内容をあわせた改訂版ドキュメントは5月に決定予定。

③MPNセンタにおいて詳細を検討中。送信時限を設ける必要があると判断した場合は速やかに関係者（MPN登録金融機関、地方税共同機構）に報告する。

公開方法

MPN運営機構および推進協議会からMPN会員（金融機関、地公体、バンダー）へ公開

1. MPNDドキュメントの改訂など



(3)MPNインタフェース仕様書

内容

①入力区分の設定値の追加

地方税統一QRを使用する場合の設定値を新設する。

<現在の設定値>

01：マニュアル入力 02：OCR (03：バーコード)

06：QR (下線の設定値を追加する)

<運用方針>

- ・地方税統一QRコードを読取る場合は、「06：QR」を用いる。
- ・QRコード破損時に、金融機関が納付書の券面情報にもとづき、一括消込データを手入力する場合は「01：マニュアル入力」を使用する。この場合、一括消込データに設定する83桁情報は「01：マニュアル入力」のチケットデジット（各2桁）は固定値「99」を設定する。
- ・QRコード破損時に、金融機関が地方団体から83桁情報やQRコード情報を受領し、その情報から一括消込データを作成する場合は「06：QR」を用いる。この場合、チケットデジットは地方団体作成値をそのまま一括消込データに設定する。

②金融機関が複数の金融機関のサブファイルを送信すること

- ・現在、「金融機関共同利用センタ、業態センタ」の場合に、複数の金融機関のサブファイルをもとめて送信することを可能としている。
- ・これを「金融機関」も複数の金融機関のサブファイルをもとめて送信することが可能であるとする。

1. MPNDドキュメントの改訂など



(3)MPNインタフェース仕様書

内容

③金融機関店舗コード【運用方針】

- ・現在、金融機関店舗コードの使用は必須ではなく、未使用時はオールゼロとしている。地方税統一QRの運用が始まっても当仕様は変更しない方針とする。
(MPN収納機関登録済み地方団体に確認する。)

④チャネル区分2【運用方針】

- <現在の設定値>’スペース’: 窓口 02: A T M (名称について変更を検討する)
- ・本項目は、一括伝送方式で処理された納付について、利用者の手元に領収印が押された納付書がある(窓口で受付けたもの)か、ないか(ATMでOCR読取されたもの)かを、地方団体が確認するために利用する項目である。
 - ・その趣旨から、一括伝送方式で処理され、利用者の手元に領収印が押された納付書が残らない方式(※)は全て「02」を利用する方針とする(MPN収納機関登録済み地方団体に確認する)。
 - (※)店頭で金融機関が設置するタブレットを利用する一括伝送方式、利用者が所有するP Cやスマホなどのリモートチャネルを利用する一括伝送方式について事務局に照会が来ているが、これらの場合が「02」に該当する。
 - ・なお、「02」の名称について、コード値はそのままとし、分かり易い名称へ変更することを検討する。

1. MPNDドキュメントの改訂など



(3)MPNインタフエース仕様書

公開予定時期

①②④

2022年3月にMPN理事会に上記改訂方針を報告、改訂版ドキュメントは5月に決定予定

③

2022年3月にMPN理事会に上記運用方針を報告

公開方法

MPN運営機構および推進協議会からMPN会員（金融機関、地公体、ベンダー）へ公開

地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データのセット内容について (2022年3月)

日本マルチペイメントネットワーク運営機構

※記載を変更した項の欄外に○を付し、変更箇所を赤字とする。

■MPNヘッダ部【一括消込データ】(IF仕様書 表5.10.2-1)

| 項目 | 属性 | 設定内容 |
|--------------------|------|------------------------------|
| 1 レコード識別子 | an7 | ・'MPN△HDR' (△はスペース) |
| 2 データ識別コード | an5 | ・'一括消込データの識別コード' ・'MPN01' |
| 3 振付向けセンターコード | an10 | スペース |
| 4 仕向けセンターコード | an10 | 送信元金融機関又は共同利用センターのセンターコード |
| 5 送信日 | n8 | 金融機関送信日付 |
| 6 MPN取扱日 | n8 | オールゼロ |
| 7 口座振替データ伝送サービス用情報 | | 未使用 |
| 8 レコード英 | n3 | '200' |
| 9 幹事金融機関収納区分 | n1 | '1': 幹事金融機関のみ '0': それ以外 |
| 10 予備 | n95 | スペース |

| |
|--|
| 金融機関からの照会および回答 (黄色網掛けは確認中のもの) |
| ⇒MPNセンターが地方税共同機構へ転送時に設定する (送信先収納機関または共同利用センターのセンターコード) |
| ⇒MPNセンターが地方税共同機構へ転送時に設定する (MPNセンターがデータを処理した日付) 統一QRの場合は何を入力するのか? ⇒ALL半角スペース |
| 統一QRの場合は何を入力するのか? ※みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外は '0': それ以外 |

■サブファイル:ヘッダレコード【一括消込データ】(IF仕様書 表5.10.2-2)

| 項目 | 属性 | 設定内容 |
|------------|-------|---|
| 1 データ区分 | n1 | ・'1':ヘッダレコード |
| 2 データ識別コード | an5 | ・'MPN01':一括消込データ |
| 3 コード区分 | n1 | ・'0':JIS |
| 4 収納機関コード | an8 | ・収納機関の機関コード |
| 5 金融機関コード | n8 | ・収納金融機関の機関コード |
| 6 入金日 | n8 | ・収納機関が民間の場合:取り決めた入金日を設定 ・収納機関が地公体の場合:オールゼロを設定 |
| 7 納付金区分 | n2 | ・'01':一般料金 '02':地方別、地公体料金 |
| 8 金融機関任意情報 | an10 | ・金融機関が任意に使用可能 (未使用時はスペース) ※サブファイルの識別として使用する場合は、事前に収納機関と取り決める。 |
| 9 予備 | an157 | ・スペース |

| |
|---|
| 金融機関からの照会および回答 |
| 地方税共同機構の収納機関番号でよいのか? ⇒13800000となります。 |
| 地方税共同機構の場合も「ALL ZERO」でよいのか? ⇒ご認識のとおりです。 |
| '02'をセットすることによりか? ⇒'02'をセットする 統一QRの場合は何を入力するのか? ⇒ALL半角スペース |

■サブファイル:データレコード【一括消込データ:地方税、地公体料金】(IF仕様書 表5.10.2-3bおよびQR規格取りまとめ資料(青色網掛け部))

| 項目 | 属性 | 設定内容 | QRコード破損(読取不能)時の取扱い ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考 |
|------------------------------|------|--|--|
| 1 データ区分 | n1 | ・'2':データレコード | *** |
| 2 チャネル区分 | n2 | ・'10':一括伝送方式 | *** |
| 3 納付金区分 | n2 | ・'02':地方別、地公体料金 | *** |
| 4 入力区分 | n2 | ・金融機関事務センター等における入力方式 '06':QR | ・'01':マニュアル入力 QRコード破損時に、納付書の券面情報にもとづき、一括消込データを手入力する場合 '06':QR QRコード破損時に、地方団体から83桁情報やQRコード情報を受領し、その情報から一括消込データを作成する場合 |
| 5 収納別情報 | an90 | 利用者、請求書等を特定するためのキー情報 (OCR情報を読み取り1項目、2項目の順で設定) | *** |
| 04-1 チェックディジット | 2 | | 固定値('99')を設定する。 |
| 04-2 記号表号 | 11 | 便宜的にALL0を設定 | 固定値('00000000000')ゼロ11桁を設定する。 |
| 04-3 払込金額 | 11 | 今回納付額合計 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め | 納付書券面に記載された納付金額を確認して設定する。 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋めとする。 ※延滞ペナルティを適用して収納を受け付けた場合であっても、あくまで当初納付書に記載されていた金額を設定するように留意されたい。 ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考とされた |
| 04-4 料金負担区分 | 1 | 手数料の負担者を識別する項目。"2"(加入者負担)を設定 | 固定値('2')を設定する。 |
| 04-5 機関ID(収納機関番号) | 5 | 地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号"13800" | 固定値('13800')を設定する。 |
| 04-6 印紙税の要否の別 | 1 | 徴収書への印紙の要否を識別する項目。"0"(不要)を設定 | 固定値('0')を設定する。 |
| 04-7 税目・料金(納付区分) | 3 | 税目を識別するための税目・料金番号 | 納付書券面に記載された税目料金番号(3桁)を確認して設定する。 ※MPN振票とそれ以外の振票における記載方法に留意された |
| 加入者 使用桁 04-8 拡張領域 | 5 | 便宜的にALL0を設定 | 固定値('00000')ゼロ5桁を設定する。 |
| 04-9 チェックディジット | 2 | | 固定値('99')を設定する。 |
| 04-10 案件特定キー | 20 | 地方団体が付番する案件特定キー番号 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め | 納付書券面に記載された案件特定キーを確認して設定する。 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋めとする。 ※MPN振票とそれ以外の振票における記載方法に留意された |
| 04-11 確認番号 | 6 | 地方団体が採番する確認番号 桁数が不足する場合は右詰、前ゼロ埋め | 納付書券面に記載された確認番号を確認して設定する。 桁数が不足する場合は右詰、前ゼロ埋めとする。 ※MPN振票とそれ以外の振票における記載方法に留意された |
| 加入者 使用桁 04-12 eLTX利用領域 | 1 | "0"を設定 | 固定値('0')を設定する。 |
| 04-13 団体番号 | 5 | 共通納付機関コード | 納付書券面に記載された収納機関番号(共通納付機関コード)を確認して設定する。 ※MPN振票とそれ以外の振票における記載方法に留意された |
| 04-14 税務事務所コード | 3 | 税務事務所コード | 固定値('000')を設定する。 ※納付書券面以上で識別できない情報のため、固定値を設定する。 ※地方団体側が納付書の特定の目的のために利用する情報ではないため、固定値の設定とする。 |
| 04-15 拡張領域 | 7 | 便宜的にALL0を設定 | 固定値('0000000')ゼロ7桁を設定する。 |
| 未使用領域 | 7 | 収納別情報(90桁)の残り(7桁)は半角スペースで埋める | *** |

| |
|----------------|
| 金融機関からの照会および回答 |
| |
| |
| |

| | | | | | |
|----|-----------|------|---|-----|--|
| 6 | 収納金額 | n11 | ・利用者から収納した金額 ・納付額+延滞金 ・桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め | *** | 統一QRコードの場合は延滞金は不要ですか？ ⇒当該運用では、地方税統一QRからセットする場合、「納付額」としてQRコードに納金額（地方税統一QRコード格納項目の項番04→払込金額）をセットする想定です（※再発行された場合などで、本税と延滞金が記載された納付書についても、その合計額が払込金額としてQRに格納されるので、当該金額を「納付額」にセットする）。（参照）第2回QR活用検討会配付資料「個別の地方団体・金融機関の交渉の中で、従前の取扱いを継続することまで排除するものではありませんが、地方税統一QRコードを活用したe L T A X経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することになります。」 |
| 7 | 納付額 | n11 | ・OCR情報（またはバーコード情報）から読み取った金額 ・桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め | *** | 統一QRコードから読み取った金額でしょうか？ ⇒ご認識のとおりです。 |
| 8 | 延滞金 | n8 | ・延滞金がある場合、金額を個別に設定 ・未使用時はオールゼロ | *** | 一律セット不要（または“0”をセット）ということでしょうか？ ⇒'00000000'をセットします。 |
| 9 | 予備 | n12 | ・オールゼロ | *** | |
| 10 | 他店券金額 | n11 | ・他店で支払われた金額を個別に設定 ・未使用時はオールゼロ | *** | |
| 11 | 金融機関店舗コード | n6 | ・収納を行った金融機関の店舗を表すコード ・未使用時はオールゼロ | *** | ・MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されとした場合、セット方法は？ ⇒(1)IB、スマホからの一括伝送方式も許容されます（=データ作成方法は各金融機関のご判断となります）。 (2)MPNセンタのシステム上はどのようなコードでも問題なく、オールゼロで問題ありません。利用される場合は実店舗、事務センター等で変わらない番号などを各金融機関で割り当ててください。 ・実在の店舗コードをセットするのが通常運用である、とならないことを確認したい。 【懸念】 読み取ったQRには無い情報を後で付加するとすると、システム開発や人的な作業が発生し、現実的に負荷が大きい。また、効率化を目指す本案件の目的にも合わない。 (2021/12) ⇒「地方税統一QRの運用が揃っても現仕様（店舗コードの未使用を許容）」は変更しない方針とする。 (MPN収納機関登録済み地方団体に確認する。) |
| 12 | 収納日 | n8 | ・利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行った日付を個別に設定 | *** | |
| 13 | 金融機関処理日 | n8 | ・金融機関事務センタ等で入力処理を行った日付 | *** | MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されとした場合、セット方法は？ ⇒IF仕様書に従って金融機関事務センタ等で入力処理を行った日付を設定してください |
| 14 | 金融機関処理通番 | n8 | ・金融機関処理日（項番13）における一連番号 | *** | |
| 15 | 手数料負担区分 | n1 | OCR情報から読み取り設定 ・'0':利用者負担なし ・'1':利用者負担あり | *** | 統一QRコードの場合は何をセットするのか？ ⇒'0':利用者負担なし」となります。 (補足)統一QRコードの項番04-4「料金負担区分」には"2"(加入者負担)がセットされますので、本項番は同じ効果を意味する'0':利用者負担なし」となります。 |
| 16 | 税目・料金番号 | n3 | ・オールゼロ | *** | ⇒MPNセンタが地方税共同機構へ転送時に設定する (データレコードの収納識別情報のQR情報を読み取り設定) |
| 17 | チャネル区分2 | an2 | ・取り扱いチャネルを設定する。 ・スペース:窓口'02':ATM | *** | MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されとした場合、セット方法は？ ⇒・本項目は、一括伝送方式で処理された納付について、利用者の手元に領収印が押された納付書がある（窓口で受付けたもの）か、ないか（ATMでOCR読み取られたもの）かを、地方団体が確認するために利用する項目である。 ・その趣旨から、一括伝送方式で処理され、利用者の手元に領収印が押された納付書が残らない方式（※）は全て「02」を利用する方針とする。 (MPN収納機関登録済み地方団体に確認する) (※) 店頭で金融機関が設置するタブレットを利用する一括伝送方式、利用者が所着するPCやスマホなどのリモートチャネルを利用する一括伝送方式について事務局に照会が来ていたが、これらの場合が「02」に該当する。 ・なお、「02」の名前について、コード値はそのままとし、分かり易い名称へ変更することを検討する。 |
| 18 | 予備 | an14 | ・スペース | *** | |

■サブファイル：トレレーレコード【一括消込データ：地方税、地公体料金用】（IF仕様書表5.10.2-4b）

| 項番 | 項目 | 属性 | 設定内容 |
|----|-----------|-------|-----------------|
| 1 | データ区分 | n1 | ・'8':トレレーレコード |
| 2 | 納付区分 | n2 | ・'02':地方税、地公体料金 |
| 3 | データレコード件数 | n8 | ・データレコードの件数 |
| 4 | 収納金合計金額 | n13 | |
| 5 | 納付額合計金額 | n13 | ・データレコードの合計 |
| 6 | 延滞金合計 | n10 | ・予備はオールゼロ |
| 7 | 予備 | n16 | |
| 8 | 他店券金額 | n13 | ・データレコードの合計 |
| 9 | 予備 | an124 | ・スペース |

| |
|----------------|
| 金融機関からの照会および回答 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

■エンドレコード【一括消込データ・合計値あり】（IF仕様書表5.10.2-5b）

| 項番 | 項目 | 属性 | 設定内容 |
|----|-------------|-------|-------------------------|
| 1 | データ区分 | n1 | ・'9':エンドレコード |
| 2 | データレコード件数合計 | n10 | ・全トレレーレコードのデータレコード件数の合計 |
| 3 | 収納金額合計 | n15 | ・全トレレーレコードの収納金額合計の合計 |
| 4 | 予備 | an174 | ・スペース |

| |
|----------------|
| 金融機関からの照会および回答 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

別紙_1)MPN標準帳票における納付書券面確認イメージ（カク公はあくまで例示）

77 四角県 払込取扱票

加入者名 〇〇県出納長 口座番号 01234-5-678901 合計金額 45000 円

収納機用番号 12345 納付番号 123456 納付区分 123

発行年月日 令和3年5月 印刷番号 3201234567890100000045000248000000000000

34 340000000123456789007654327000000000000000000000

QRコード破損（読取不能）時に確認
①「45000」
→ 項番5：項目04-3「払込金額」
②「12345」
→ 項番5：項目04-13「団体番号」
③「12345678901234567890」
→ 項番5：項目04-10「案件特定キー」
④「123456」
→ 項番5：項目04-11「確認番号」
⑤「123」
→ 項番5：項目04-7「税目・料金（納付区分）」

※MPN標準帳票及びMPN準拠帳票においては、MPNの収納機用番号等の欄に共通納税用の各番号が記載される。

領収証書

納付者氏名 ペイジー 太郎 様
eL番号: 12345-1234567890
切 1234567890-123456-123

加入者名 〇〇県出納長 口座番号 01234-5-678901

収納機用番号 12345 納付番号 123456 納付区分 123

QRコード破損（読取不能）時に確認
①「45000」
→ 項番5：項目04-3「払込金額」
②「12345」
→ 項番5：項目04-13「団体番号」
③「12345678901234567890」
→ 項番5：項目04-10「案件特定キー」
④「123456」
→ 項番5：項目04-11「確認番号」
⑤「123」
→ 項番5：項目04-7「税目・料金（納付区分）」

※MPN標準帳票及びMPN準拠帳票においては、MPNの収納機用番号等の欄に共通納税用の各番号が記載される。

○83桁情報へのあてはめ

| 前半39桁 | | ①料金負担区分 | | ②印紙税の要否の別 | |
|-------------------|-------------------|----------------|-----------|--------------|-----|
| 記号番号(11) | 払込金額(11) | ① 機間ID(5) | ② 日・料率(3) | ③ 拡張領域(5) | |
| 99000000000 | XXXXXXXXXX2138000 | X | X | X | X |
| 固定値 | 券面情報 ※ | 固定値 | 券面情報 | 固定値 | 固定値 |
| ※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め | | | | | |
| ① | | | | | |
| 後半44桁 | | ③eLAX利用領域 | | ④税務事務所コード(3) | |
| 案件特定キー(20) | 確認番号(6) | ⑤ 共通納税機用コード(5) | ④ | 拡張領域(7) | |
| XXXXXXXXXX | XXXXXXXXXX | XXXXXXXXXX | X | X | X |
| 券面情報 ※ | 券面情報 ※ | 券面情報 ※ | 国 | 券面情報 | 固定値 |
| ③ | | | | | |
| ※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め | | | | | |
| ④ | | | | | |
| ⑤ | | | | | |

別紙_③MPN標準帳票・MPN準拠帳票以外の納付書券面確認イメージ（カク公はあくまで例示）

納税通知書兼領収証書

振替払込請求書兼受領証
(振込金(兼手数料)受取書)

07 口座記帳券券
001904 96901 金額
45000

①

振込金 料 金
加入者負担
45000

eL番号: 12345-1234567890
1234567890-123456-123

③

④

⑤

eL番号: 12345-1234567890-123456-123

②

③

④

⑤

eL番号: 12345-1234567890-123456-123

③

④

⑤

①「45000」
→ 項番5: 項目04-3「払込金額」
②「12345」
→ 項番5: 項目04-13「団体番号」
③「12345678901234567890」
→ 項番5: 項目04-10「案件特定キー」
④「123456」
→ 項番5: 項目04-11「確認番号」
⑤「123」
→ 項番5: 項目04-7「税目・料金(納付区分)」

※MPN標準帳票及びMPN準拠帳票以外の帳票においては、「eL番号」に続けて共通納税用の各番号が記載される。

○83桁情報へのあてはめ

前半39桁

| CD(2) | 記号番号(11) | 払込金額(1) | 機関ID(5) | 税目・料金(3) | 拡張領域(5) |
|-------|------------|---------|---------|----------|---------|
| 99 | 0000000000 | XXXXXX | 213800 | XXXX | 00000 |
| 固定値 | 券面情報 ※ | | | | |

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

後半44桁

| CD(2) | 案件特定キー(20) | 確認番号(6) | 共通納税機コード(5) | 拡張領域(7) |
|-------|----------------------|---------|-------------|-----------|
| 99 | XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX | XXXXXX | XXXXX | 000000000 |
| 固定値 | 券面情報 ※ | | 券面情報 | 固定値 |

※桁数不足の場合は右詰、前ゼロ埋め

MPN運営機構：（ご報告）eLTAXとの連動試験について

1. 実施時期

JAMMOでは「2022年度民間・地公体接続試験年次スケジュール」を昨年11月2日に公開しています。今後、eLTAXとの連動試験について、地方税共同機構（LTA）様等の関係各位と調整のうえ、スケジュール変更（試験日の移動、追加）を予定します。

<LTAとの調整観点>

試験参加金融機関の見込み数、実施する試験工程、試験実施日、試験時間帯、試験項目、LTAと金融機関と間の試験データの調整方法

| 試験回次 | 第73回民間・地公体接続試験 (2023年1月向け) | 第74回民間・地公体接続試験 (2023年4月向け) |
|--------|---|--|
| 試験目的 | LTA側の機能確認を想定 | 金融機関側の機能確認を想定 |
| 募集時期 | 6/24～(機能試験希望)7/18 (他の試験)8月上旬(予定) | 10/7～(機能試験希望)11/7 (他の試験) 11月下旬(予定) |
| 試験時期 | 機能試験 : 8/15、17、18、22、24、26 オンライン実試験 : 9/6、8(予備) クリアリング確認試験 : 10/6、7、13(予備)、14(予備) (※現時点でのスケジュールであって、今後調整予定) | 機能試験 : 12/5、7、8、12、14、16 オンライン実試験 : 2023/1/5、10(予備) クリアリング確認試験 : 2/2、3、7(予備)、8(予備) (※現時点でのスケジュールであって、今後調整予定) |
| 参加収納機関 | LTA | LTA |
| 参加金融機関 | パイロット金融機関を想定 ・LTA幹事金融機関 ・LTAから参加要請のある金融機関 | 新規に一括伝送方式を導入するために試験参加必須 or 試験希望する全ての金融機関 |

(注) 第73回試験、第74回試験ともLTAとの連動試験のみ実施ではなく、他の理由による参加も受け付けます（現時点で、2023年1月収納開始予定で自動車OSSに対応する新規地公体の参加予定あり）。

(ご報告) eLTAXとの連動試験について

2. 参加必要な試験について

オンライン方式を実施いただいたている金融機関が一括伝送方式を追加する場合、接続試験要領上、試験参加の必要有無は下表のとおりです（既に一括伝送方式を導入されている銀行は、試験実施要領上は試験参加は必須ではありません）。

○接続試験実施要領（民間・地公体収納サービス編） P1-1～P1-12抜粋

| 機関 | 機能確認試験 (ファイル転送) | オンライン実試験 | クリアリング確認試験 |
|--------------------------|--|--|---|
| LTA (直接収納機関/共同利用センタ型) | 一不要 | 一不要 (LTAが利用する共同利用センタで一括伝送方式の実績があるため) | △任意 |
| 金融機関(個別接続型) ※1 | ◎必須 | ◎必須 | △任意 |
| 金融機関(共同利用センタ型) ※2 | 一不要 | △任意 | △任意 |
| 金融機関共同利用センタ ※3 | ◎必須 | 一不要(※4) | 一不要(※4) |
| 試験の概要および確認内容 | 参加機関の通信サーバとMPNセンタの機能試験環境間を接続して、各機関の通信サーバがインタフェース仕様書で規定している電文フォーマットや、オンライン電文送受信機能およびファイル転送機能を満たしていることを確認する。 | 金融機関通信サーバ、収納機関通信サーバがMPNセンタ(接続試験環境)に接続し、接続機関にけるオンライン業務処理、ファイル転送業務処理を確認する。 | 金融機関通信サーバ、収納機関通信サーバがMPNセンタ(接続試験環境)に接続し、オンライン取引後のクリアリング還元データ受信および精査まで含めた総合確認を行う。 |

- ※1 通信サーバを保有し、MPNセンタと直接接続する機関
- ※2 共同利用センタを介してMPNセンタと間接的に接続する機関
- ※3 通信サーバを保有し、複数の金融機関とMPNセンタとを接続し、電文等の中継業務を行う接続機関
- ※4 当該共同利用センタを利用する金融機関のために試験環境の提供は必要

(ご報告) eLTAXとの連動試験について

3. 試験費用について

| 機関 | 機能確認試験 (ファイル転送) | オンライン実試験 | クリアリング確認試験 |
|-----------------|--------------------|----------|------------|
| 試験費用(税別、1コマあたり) | 105,000 円 | 60,000 円 | 100,000 円 |

- ・ 上記試験費用はLTAおよび参加金融機関が1機関の場合の合算費用です。LTAと金融機関の分担比率は、今後、決定されます。
- ・ 予備日を使用した場合は、別途に1コマ分の費用が発生します。
- ・ 接続試験時には、MPNへの試験費用のほか、共同利用センター型の金融機関は、同センターへの費用が発生します。

(ご報告) eLTAXとの連動試験について

(参考) 2022年度民間・地公体接続試験年次スケジュール
 掲載場所：UDMAS＞民間・地公体接続試験関連ドキュメント＞2.年次スケジュール

＜第73回 民間・地公体接続試験（2023年1月向け）＞
 2022年6月24日（金） 回次スケジュール提示 および 試験申請受付開始

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 2022年9月15日 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 機能試験 | | 機能試験 | 機能試験 | |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 機能試験 | | 機能試験 | | 機能試験 |
| 29 | 30 | 31 | 9月1日 | 2 |
| オンライン疑似試験 | オンライン疑似試験 | オンライン疑似試験 | オンライン疑似試験 | オンライン疑似試験 |
| 9月5日 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| オンライン 実試験 | オンライン 実試験 | | オンライン 実試験 (予備日) | |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| クリアリング 疑似試験 (1日目) | クリアリング 疑似試験 (1日目) | クリアリング 疑似試験 (2日目) | クリアリング 疑似試験 (2日目) | クリアリング 疑似試験 (2日目) |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| | | | クリアリング 疑似試験 (予備日) | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| クリアリング 疑似試験 (予備日) | クリアリング 疑似試験 (予備日) | クリアリング 疑似試験 (予備日) | クリアリング 疑似試験 (予備日) | クリアリング 疑似試験 (予備日) |
| 10月3日 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | | | クリアリング 確認試験 (予備日) | クリアリング 確認試験 (予備日) |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | | | クリアリング 確認試験 (予備日) | クリアリング 確認試験 (予備日) |

＜第74回 民間・地公体接続試験（2023年4月向け）＞
 2022年10月7日（金） 回次スケジュール提示 および 試験申請受付開始

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 2022年12月5日 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 機能試験 | | 機能試験 | 機能試験 | |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 機能試験 | | 機能試験 | | 機能試験 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| オンライン 疑似試験 | オンライン 疑似試験 | | | オンライン 疑似試験 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| | | | | |
| 2023年1月2日 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | | | オンライン 実試験 | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| | オンライン 実試験 (予備日) | | | クリアリング 疑似試験 (1日目) |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| クリアリング 疑似試験 (1日目) | | | クリアリング 疑似試験 (2日目) | クリアリング 疑似試験 (2日目) |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| | クリアリング 疑似試験 (予備日) | クリアリング 疑似試験 (予備日) | クリアリング 疑似試験 (予備日) | クリアリング 疑似試験 (予備日) |
| 30 | 31 | 2月1日 | 2 | 3 |
| | | | クリアリング 確認試験 (予備日) | クリアリング 確認試験 (予備日) |
| 2月6日 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | クリアリング 確認試験 (予備日) | クリアリング 確認試験 (予備日) | クリアリング 確認試験 (予備日) | クリアリング 確認試験 (予備日) |

2022年3月10日
日本代理収納サービス協会

「地方税統一 QR コード」に関するご報告

1. 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」の改定に関して

別紙 1-1 および別紙 1-2 に記載された改定案のように同ガイドラインの改定を進めております。今月中の改定を予定しております。

2. 「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテスト対応について

別紙 2 にありますように、一定条件を満たした場合には「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテストの省略をいたします。本ご案内に関しましては、前述のガイドライン改定と同時期の告知を予定しております。

以上

【別紙 1-1】

主な修正箇所

■P4

⑤印字に関する制限

- ・「店控」「本部控」へのお客様の個人情報に関わる住所・電話番号等は、印字不可とする。（ご依頼人氏名の印字もしくは ID 番号のみ可とする。）
（ゆうちょ銀行併用タイプの場合は、ゆうちょ銀行の仕様・規定に従う。）
- ・ゆうちょ銀行又は郵便局、コンビニエンスストア等よりお客様の照会があった場合には、印字された氏名・ID 番号・金額等でお客様を特定できること。
- ・郵使用のカスタマバーコード、「地方税統一 QR コード」を除く、GS1-128 シンボル以外のバーコードは、表面には記載しないこと。（※「地方税統一 QR コード」の印字に関しては 23 ページ参照）

■P12

- ⑧ 郵使用のカスタマバーコード、「地方税統一 QR コード」を除く、GS1-128 シンボル以外のバーコードが収納票表面に印刷されているもの。（※「地方税統一 QR コード」の印字に関しては 23 ページ参照）

【別紙 1-2】

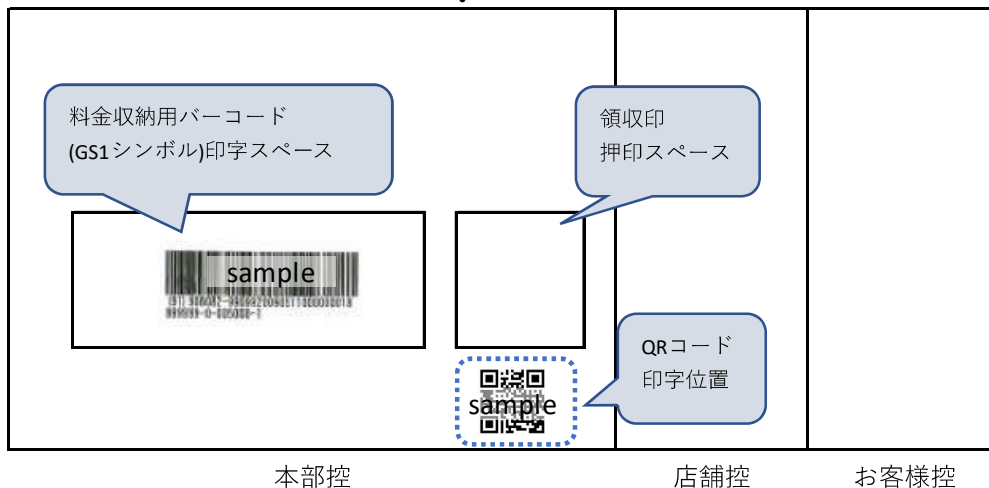
新規挿入(P23)

5. 地方税統一 QR コードの印字場所について

収納票に「地方税統一 QR コード」を印字する場合は、次の基準を満たすことが必要である。

- ・「地方税統一 QR コード」の印字場所は「本部控」内に限るものとする。
- ・コンビニエンスストア等収納用のバーコード印字場所からできるだけ離れた場所とする。
(コンビニエンスストア等収納用のバーコードが印字される枠内には印字しない。)
- ・図 11 に示すように、「本部控」の右下部への印字を推奨する。

図 11. 地方税統一 QR コード印字場所サンプル



- ・ゆうちょ銀行併用の場合

地方税共同機構・ゆうちょ銀行が定める「地方税統一 QR コード納付書の作成基準」に従うこと。

- ※「地方税統一 QR コード」とは、「地方税における QR コード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び一般社団法人全国銀行協会）において、地方税の納税に活用することを目的として定めた QR コードの全国統一規格である。
- ※「地方税統一 QR コード」の詳細については、「地方税における QR コード規格に係る検討会取りまとめ（令和 3 年 6 月）」及び、「地方税統一 QR コードの活用に係る検討会資料」等を参照のこと。

（総務省 HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_qr/index.html）

【別紙 2】

2022年3月■日

関係者各位

日本代理収納サービス協会

「地方税統一 QR コード」の導入に伴う納付書読み取りテスト対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、表題の件に関しまして「地方税における QR コード規格に係る検討会」(事務局:総務省様、一般社団法人全国銀行協会様)と協議をしましてまいりましたが、下記のとおり対応内容につき取りまとめましたのでご案内いたします。

なお、本件に関する詳細につきましては、ご契約先の収納代行事業者、コンビニエンスストアチェーン各社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.内容

「地方税統一 QR コード」(以下「QR コード」といいます)の印字に伴う、納付書の読取テストに関しては下記の運用ルールといたします。

- ① 次の条件をすべて満たす場合は、収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンでの読取テストを省略することができる。
- ② 最新版の「標準料金代理収納ガイドライン」に記載の払込票レイアウトに準じていること。
- ③ 今回新たに QR コードの印字対象とする収納(納付書)が、すでに収納代行事業者もしくはコンビニエンスストアチェーンと契約があり各社から承認を受けている収納(納付書)であること。
- ④ 今回のQRコード印字のためのプログラム開発・修正において、既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の生成に関しては変更がないこと。
- ⑤ 今回の納付書レイアウトの変更に関して、QR コード印字スペース確保のための最低限の変更以外に大きな変更がないこと。次に具体例を明示いたします。

■テストが必要な場合

- (a) QR コード(「eL-QR」、「eL マーク」、「eL 番号」の表示含む)以外で新たにシステム印字項目が追加される場合
- (b) 現在印字されている項目を一部削除する場合
- (c) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の内容以外に、サイズ、解像度を変更する場合
- (d) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の印字位置を変更する場合

■テストが不要な場合

- (a) 既存の料金収納用バーコード(GS1-128 シンボル)の内容、印字位置等には変更が無く、納付書の印刷の向きを変更する場合
- ⑥ ゆうちょ銀行併用タイプの納付書の場合、ゆうちょ銀行における様式確認、読取テスト等はゆうちょ銀行の規定に従うものとする。

2. 適用日

2022年4月1日より

以上

- ・納付書の記載方法等に関する検討状況
- ・（別紙）一括伝送事前取決め事項

地方税共同機構

納付書の記載方法等に関する検討状況について

- 第1回QRコード活用検討会において、納税者への分かりやすさ等の観点から、QRコード下部に、「地方税統一QRコードを示す文言の記載」や「記載文言の統一」を検討すべきとのご意見をいただきました。
- 納付書に記載することとしている「案件特定キー」等の記載文言や、納税者視点でその納付書が共通納税に対応していることをより容易に識別できる方法として、何らかのマークを付すことも有効と考え併せて検討を行った。
- 案件特定キー等の納付書への記載場所については、地方団体へのアンケートの結果、多くの団体で「MPN標準帳票」又は「MPN標準帳票に準拠した帳票（以下「MPN準拠帳票」という。）」が納付書として使用されていることが判明したため、これを踏まえ検討を行った。
 - ▶ 基幹税務システムの標準化に関する議論においても、MPN標準帳票に対応した納付書レイアウトの検討が行われている。
 - ▶ MPN標準帳票、MPN準拠帳票には、既にMPN用の収納機関係番号等の記載欄があるためこれを活用することが便宜と考えられる。
- これらの具体的な検討結果についてご提示をさせていただきます。

【案件特定キー等の記載場所】

| 帳票の種類 | 記載場所 |
|---------|--|
| MPN標準帳票 | <ul style="list-style-type: none"> 「MPN標準帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する</u>。 地方団体が任意に採番する案件特定キー及び確認番号については、MPN用の納付番号及び確認番号と共通のものとして当該地方団体において採番する。 |
| MPN準拠帳票 | <ul style="list-style-type: none"> 「MPN準拠帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する</u>。 |
| その他の帳票 | <ul style="list-style-type: none"> 納入済通知書片の任意の場所に記載する。 |

【MPN標準帳票・MPN準拠帳票への記載イメージ】

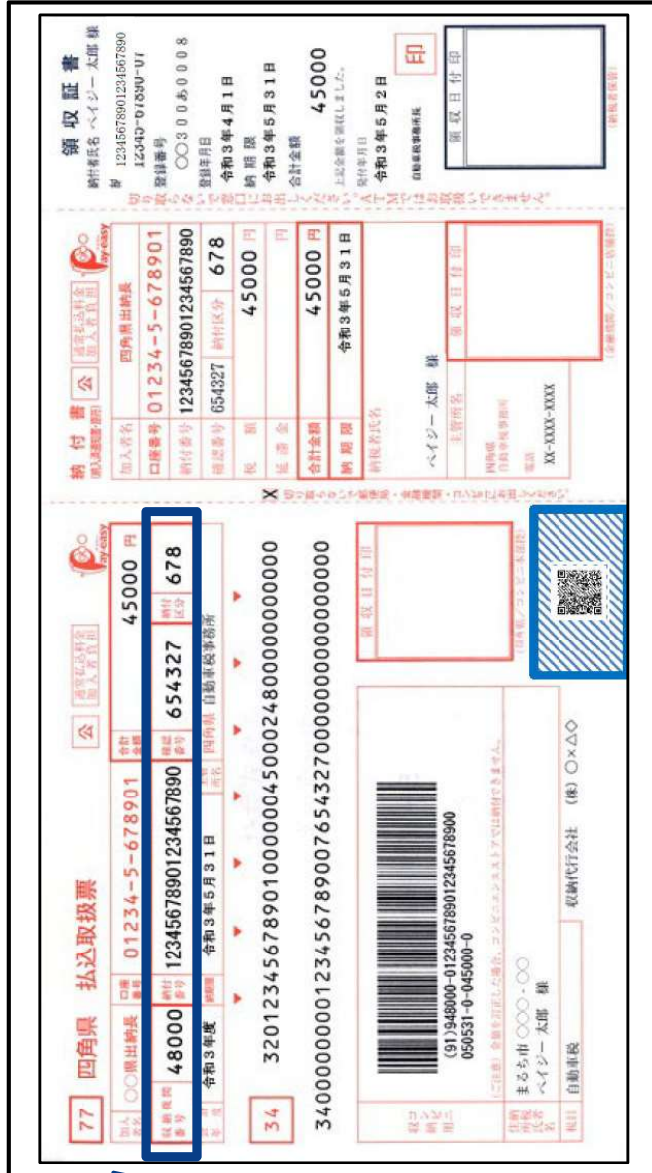
この領域に記載する方法を標準の記載方法とする。

- 「収納機関番号」の欄 ⇒ 地方公共団体コード※
- 「納付番号」の欄 ⇒ 案件特定キー
- 「確認番号」の欄 ⇒ 確認番号
- 「納付区分」の欄 ⇒ 税目・料金番号

※地方公共団体コードとMPNの収納機関番号が異なっている場合には、MPNの収納機関番号を記載する（MPNの収納機関番号を共通納税用に利用する）。

※「MPN標準帳票」のイメージを使用している。

※「MPN準拠帳票」の場合は、ペイジーマーク及び払込ID番号・番号枠の表示不可



- 地方税統一QRコードの格納項目のうち「団体番号」は、地方団体を一意に特定する項目として「地方公共団体コード」をその内容としていたところ。
- 前頁のとおり、MPN標準帳票を使用する場合には、MPNの収納機関番号を共通納税のために使用することができることとする。
- これを踏まえ、「団体番号」の内容について、「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただく。

【各コード等の概要】

| コード等 | 説明 |
|-----------|---|
| 地方公共団体コード | <ul style="list-style-type: none"> • 全国の地方団体を一意に特定するものとして割り振られる。 • 一の地方団体につき1つのコードが割り振られる。 • 「情報部5桁」と「チェックデジット1桁」の計6桁で構成される。 • 管理者は、総務省である。 |
| MPN収納機関番号 | <ul style="list-style-type: none"> • MPNに参加する収納機関を一意に特定するものとして割り振られる。 • 原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、一の地方団体につき複数のコードの取得が可能なたため異なる番号が割り振られている場合がある。 • 管理者は、MPNである。 |
| 共通納税機関コード | <ul style="list-style-type: none"> • 共通納税システムに参加する地方団体の機関を一意に特定するものとして新たに割り振る。 • 原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、MPN収納機関番号を取得している場合はそちらを優先する。 • 管理者は、地方税共同機関となる。 |

【運用イメージ】

| 団体名称 | 部局 | 地方公共団体コード | MPN収納機関番号 | 共通納税機関コード | 特記事項 |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|--|
| A県 | 税部局 | 13800 | - | 13800 | <ul style="list-style-type: none"> • A県税部局は、MPN収納機関番号を取得していない。 • 共通納税機関コードは、地方公共団体コードを利用するため、「13800」となる。 |
| | X部局 | 13800 | - | - | |
| B県 | 税部局 | 13900 | 13901 | 13901 | <ul style="list-style-type: none"> • B県税部局は、MPN収納機関番号を取得している。 • 共通納税機関コードは、MPN収納機関番号を優先するため、「13901」となる。 |
| | Y部局 | 13900 | 13902 | - | |



地方税統一QRコード格納項目

地方税統一QRコードには、納付時に活用するもの（納付画面における案件確認等）、納付情報をeLTAXを経由して地方団体に送付するために必要なもの、地方団体における消込みに必要なものを盛り込んだ上で、将来的な拡張性も考慮し、次の項目を格納する。

| 項番 | 項目 | 文字種 | 桁数 | 内容 |
|-------|-------------------|------|----|-------------------------------|
| 01 | 仕様バージョン(JPQR関係) | 半角数字 | 2 | "01"を設定 |
| 02 | 静的・動的フラグ(JPQR関係) | 半角数字 | 2 | "12"(動的/請求書払い)を設定 |
| 03 | 宛先情報(JPQR関係) | 半角数字 | 5 | 地方税共同機構識別符号 "13800" |
| 04-1 | チェックディジット | 半角数字 | 2 | |
| 04-2 | 地方税共同機構の口座番号 | 半角数字 | 11 | 便宜的にALL0を設定 |
| | | | 11 | 今回納付額合計 |
| | | | 1 | 手数料の負担者を識別する項目。"2"(加入者負担)を設定 |
| | | | 5 | 地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号 "13800" |
| | | | 1 | 領収書への印紙の要否を識別する項目。"0"(不要)を設定 |
| | | | 3 | 税目を識別するための税目・料金番号 |
| | | | 5 | 便宜的にALL0を設定 |
| | | | 2 | |
| 04-10 | 案件特定キー | 半角数字 | 20 | 地方団体が付番する案件特定キー番号 |
| 04-11 | 確認番号 | 半角数字 | 6 | 地方団体が付番する確認番号 |
| 04-12 | eLTAX利用領域 | 半角数字 | 1 | "0"を設定 |
| 04-13 | 団体番号 | 半角数字 | 5 | 地方公共団体コード |
| 04-14 | 税務事務所コード | 半角数字 | 3 | 税務事務所コード |
| 04-15 | 拡張領域 | 半角数字 | 7 | 便宜的にALL0を設定 |
| 05 | 課税年度 | 半角数字 | 4 | 当該納付案件の課税年度(西暦4桁) |
| 06 | 対象年度 | 半角数字 | 4 | 当該納付案件の対象年度(西暦4桁) |
| 07 | 期別 | 半角数字 | 2 | 01=1期、02=2期、... |
| 08 | 納期限 | 半角数字 | 8 | 当該納付案件の納期限 YYYYMMDD |
| 09 | 支払期限 | 半角数字 | 8 | QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD |
| 10 | 拡張領域 | 半角数字 | 85 | 便宜的にALL0を設定 |
| 11 | チェックディジット(JPQR関係) | 半角数字 | 5 | |

・内容を「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただきます。

※ 04-1から04-15までは、MPN一括伝送方式で使用される83桁のルールに準拠している。

| 項目 | 文言(読み) イメージ | 記載方法等 |
|----------------------------|---|--|
| <p>「地方税統一QRコード」を示す文言</p> | <p>•eL-QR (えるきゅーあーる)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> •納付書にQRコードを記載する際に、その下部、上部や左右余白等に記載する。 •納付書の余白に限られるため、記載は任意とする。 •刷色及び文字フォントは任意とする。 <p>※文言記載の際に、各帳票において定められる余白を確保し、「eL-QR」表示とQRコードが重ならないように留意のこと。</p> <p>※QRコード自体は、済通片(又は済通片に相当する箇所)へ記載する(全ての納付書において済通片への記載で統一する)。</p> |
| <p>「納付書を特定するキー情報」を示す文言</p> | <p>•eL番号 (えるばんごう)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> •納付書に案件特定キー等を記載する際に、その先頭に記載する •済通片への記載を必須とし、原符片及び領収書片への記載は任意とする。 •刷色及び文字フォントは任意とする。 <p>※「eL番号」に続けて、「共通納税機関コード」-「案件特定キー」-「確認番号」-「税目料金番号」の順番に記載する。</p> <p>※「MPN標準帳票」及び「MPN準拠帳票」の済通片においてはMPNの納付番号欄等へ記載することから、「eL番号」の記載は不要とする。</p> <p>※イメージに記載した改行場所は例示(改行する桁数は任意)</p> |
| <p>「共通納税対応納付書」を示すマーク</p> | <p>•eLマーク (えるまーく)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> •共通納税対応の納付書を示すものとして、済通片のタイトル部分に記載する。 •原則として記載を必須とするが、既に納品済の帳票等で記載困難な場合は任意とする。 •刷色は任意とする。 •印刷時のサイズは任意とし、納税者が識別可能な範囲で調整する。 <p>※記載の際に、各帳票において定められる余白を確保するように留意のこと。</p> <p>※このマークを識別子の1つとしてヘルプデスクで納税者への案内や問い合わせ対応等を行うことを想定している。</p> |

年 月 日

マルチペイメントご担当者様

地方税共同機構

下記の取扱条件にて募集を行います。申込の検討に際して、当該取扱条件の内容を十分ご確認下さい。

なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。

| | |
|--------|--|
| 部署・担当 | |
| 電話番号 | |
| E-mail | |

「Pay-easy (ペイジー)」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書

日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約（地方公共団体編）第3条第2項第3号に定める方式により、同運営機構の収納機関規約、地方税共同機構の収納事務に関する委託規則等に従い、下記のとおり収納委託契約の追加・変更を申込致します。

◇追加・変更の対象に○印を付けて下さい

| | | | |
|-----------|---|-----------|--|
| ※収納機関番号追加 | | サービス開始日変更 | |
| ※収納方式追加 | ○ | 企業情報変更 | |
| ※チャネル追加 | ○ | その他 | |

※承諾・回答書（追加・変更分）での回答が必要です。

1. 会社情報 ※追加・変更箇所のみ記載

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 会社名および代表者 | 地方税共同機構 理事長 加藤 隆 |
| 収納機関番号 | 13800 |
| 業種 | — |
| 住所 | 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館6階 |
| 年間料金請求件数 | — |
| ペイジーの取扱を行う具体的な内容・件数 | 地方税に関する特定徴収金の収納 |

2. 取扱条件 ※追加・変更箇所のみ記載

| | | | |
|----------------------|-------------|-----------|------------------------|
| サービス開始予定日 | 令和5年4月3日（月） | | |
| 手数料負担区分 | 収納機関負担 | | |
| 収納委託手数料 | 33円/件（税別） | 消費税相当額の加算 | 各手数料額に消費税等相当額を加算した額とする |
| 手数料支払方法（含印紙税） | 個別精算方式 | | |
| 請求書取扱有無 ・ 収納方式 | 有無 | 収納方式 | ○印 |
| | 有 | オンライン方式 | |
| | | 情報リンク方式 | |
| | | 一括伝送方式 | ○ |
| | 無 | ダイレクト方式 | |
| | | オンライン方式 | |
| 情報リンク方式 | | | |
| | | ダイレクト方式 | |

3. 確認項目 ※追加・変更箇所のみ記載

| 取扱希望チャネル (○印) | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------|---------------|----------------|------------------|--------------------|-------|-----------|--------------------|-------|---------------|-----|-------|-------------|---------------------|
| インターネット | | | | モバイル | | | | | | ATM | | 窓口 | | ダイレ クト 方 式 |
| 個人向け | | 法人向け | | オンライン | | | 情報リンク | | | キャッシュ カード* | 現 金 | オンライン | 一 括 送 | |
| オン ライ ン | 情 報 リン ク | オン ライ ン | 情 報 リン ク | i モ ド* | Yahoo! ケー タイ | EZweb | i モ ド* | Yahoo! ケー タイ | EZweb | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 個別取り決め事項 | | | | (別紙) | | | | | | | | | | |
| 共同利用センター利用有無 | | | | 無 | | | | | | | | | | |
| | | | | 有 (共同利用センター名 :) | | | | | | | | | | |

4. 幹事金融機関情報 ※追加・変更箇所のみ記載

| | |
|-----------------|--|
| 金融機関名 (金融機関番号) | |
| 取扱店(取り纏め店)(店番号) | |
| 口 座 種 類 | |

以 上

以下、記載振りについては幹事金融機関・MPN と調整あり

別紙

事前取決事項（各事項詳細については「サービス仕様書（収納サービス編）」補足説明資料等を参照）

| | |
|-------|---------|
| 会 社 名 | 地方税共同機構 |
|-------|---------|

| 項番 | 事前取決事項 | 概要 | 取決事項（収納企業使用欄） | 対応回答（収納金融機関使用欄） | 備考 |
|----|-----------------------------|--|---|-----------------|----------------|
| ① | 一括伝送データ（消込データ）の運用ルール | 一括伝送データ（消込データ）を送信する際の送信期限等の運用ルールを取り決める。 | ・納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の2営業日後までに送信する。ただし、可能な限り、納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の翌営業日中に送信する。 | | 一括伝送方式を行う場合に記入 |
| ② | 一括伝送データ（消込データ）の運用ルールを守れない場合 | 送信期限遅延など取り決めた一括伝送データの運用ルールを守れない場合の連絡方法・対応方法を取り決める。 | <p>【送信期限超過時の連絡に係る取扱い】 （基本対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入済通知書の移送が遅延したこと等の事情により、送信期限を超過する案件が発生した場合において、金融機関から地方団体に対してその旨を連絡することは、以下の場合を除き不要とする。 （大規模な遅延のケース） ・災害等により大規模な遅延が発生する場合には、当該金融機関から地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、ホームページ等に情報を掲載することにより地方団体へ周知する。 （個別事案が特定できるケース） ・当該金融機関から対象の地方団体へ連絡する。この際に、金融機関は原符片等に記載されている情報に基づき対象の地方団体へ連絡し、協議する。対処方法については、QRコード破損等による読取エラー時の処理方法を参考に協議する。 （金融機関-地方税共同機構間でのシステム障害のケース） <p>当該金融機関と地方税共同機構の間において連絡を行い、事象の解消を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構は、ホームページに障害情報を掲載すること等により地方団体へ周知する。 | | 一括伝送方式を行う場合に記入 |

| | | | | | |
|---|---------------------------|--|--|--|-------------------|
| ③ | 一括伝送方式でエラーが発生した場合の運用方法 | 一括伝送データを送信後に収納機関消込処理でエラーが発生した場合の連絡方法・対処方法を取り決める。 | <p>【地方税共同機構における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構において、受信した一括伝送データの不備等に起因し、地方団体へ配信する収納情報の作成においてエラーが発生した場合には、地方税共同機構から当該金融機関へ連絡し、データ不備の確認等を行い事象の解消を図る。 <p>【地方団体における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体において納付案件を特定できず消込処理が行えない事象が発生した場合には、地方団体は地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、対象の案件を特定した上で原因の切り分け等を行い、必要に応じて地方団体又は金融機関に連絡し、事象の解消を図る。 | | 一括伝送方式を行う場合に記入 |
| ④ | 取消処理を行う場合の運用方法 | 窓口で取消を行う場合やシステム的に取消できない場合の運用方法を取り決める。 | / | | 窓口オンライン方式を行う場合に記入 |
| ⑤ | 収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用方法 | 派出収納等のケースで収納金を受領済みの請求書がオンライン消込できない場合の運用方法を取り決める。 | / | | |

| | | | | | |
|---|--------------------------|---|---|--|--------------------------|
| ⑥ | 払込取扱票の保管 | 金融機関窓口で受付した取引について金融機関での払込取扱票の保管期間・保管方法を取り決める。 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、一括伝送データ送信後5営業日間、納入済通知書又はそのイメージデータを保管する。 金融機関窓口にて備え付けられた端末を使用し、納税者自らがQRコードの読取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合においては、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を不要とする。 金融機関は、納入済通知書記載事項（領収日付を含む）の情報を7年間保管する。この場合に、納入済通知書記載事項の保管媒体、フォーマット及び形式は問わない。 金融機関は、納入済通知書記載事項として、納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、一括伝送データ（に含まれる内容に係る情報）を保管することでも差し支えない。 | | 一括伝送方式を行う場合に記入 |
| ⑦ | 他店券金額の通知要否 | 窓口において他店券による支払を受けた場合、他店券金額を収納機関に通知するか否かについて取り決める。 | 他店券の取扱いは行わない（地方税共通納税システムでは証券の取扱いは行わない） | | 一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入 |
| ⑧ | 不渡り発生時の運用方法 | 窓口において他店券による支払を受け、当該他店券が不渡りとなった場合の連絡方法・対処方法を取り決める。 | 他店券の取扱いは行わない（地方税共通納税システムでは証券の取扱いは行わない） | | 一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入 |
| ⑨ | 再委託金融機関での収納に対する店舗番号の設定内容 | 再委託金融機関での収納を取りまとめ金融機関で取り扱う際、実在しない店舗番号を消込データに設定する場合、その設定内容について金融機関より通知を行う。 | / | | 一括伝送方式を行う場合に記入 |
| ⑩ | 収納金の入金日 | 収納機関口座への収納機関の入金日について取り決める。 | 金融機関はMPN取扱日の3営業日後までに地方税共同機構口座へ入金する。 | | |
| ⑪ | 消込電文・一括伝送データへの入金日の設定 | 消込電文・一括伝送データに入金日の設定を行うか否かを取り決める。 | 消込電文・一括伝送データに入金日は設定しない。 | | |
| ⑫ | 詳細表示・詳細印字の実施有無 | 金融機関チャネル上で表示・印字する詳細表示・詳細印字について実施有無を取り決める。 | / | | |

| | | | | | |
|---|--------|---|--|--|--|
| ⑬ | 通帳印字内容 | 収納機関からの応答電文上の bit21 または bit22 の内容を連絡する。 | | | |
|---|--------|---|--|--|--|

記載振りは変更の可能性あり

年 月 日

地方税共同機構 御中

銀行部 印

印紙
(注1)

| | |
|--------|--|
| 部署・担当 | |
| 電話番号 | |
| E-mail | |

承諾・回答書（追加・変更分）

令和〇年〇月〇日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」につき以下のとおり、承諾または回答致します。

1. 収納機関名 地方税共同機構（収納機関番号13800）
2. 取扱可否について（該当する項目に○印を記入）

| | |
|--|---|
| | 当行は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約に定める収納サービスD方式により、同機構所定の収納機関規約、収納事務に関する委託規則等に従い、貴社が提示する令和 年 月 日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」記載の取扱条件に対し、3.に記載の取扱内容に基づき取扱を行うことについて応諾致しますので、収納事務に関する委託規則第2条第2項に基づきご通知申し上げます。 |
| | 当行は、貴社が提示する取扱条件での取扱については応諾致しません。 (応諾しない理由等) |

3. 応諾する場合の取扱内容（追加・変更分）

- (1) 収納機関番号

| | |
|------------|--|
| 申込済の収納機関番号 | |
| 追加収納機関番号 | |

- (2) 収納方式

| 請求書取扱有無 | 有無 | 方式 | | 対応 |
|---------|---------|---------|--|----|
| | 有 | オンライン方式 | | |
| | | 情報リンク方式 | | |
| | | 一括伝送方式 | | ○ |
| 無 | オンライン方式 | | | |
| | 情報リンク方式 | | | |

- (3) 取扱チャネル（該当する項目に○印を記入）

| インターネット | | | | モバイル | | | | | | ATM | | テレホパ ンキング | 窓口 | | |
|---------|-----------|-------|-----------|-------|----------------|-------|-------|----------------|-------|--------------|----|--------------|-------|----------|---|
| 個人向け | | 法人向け | | オンライン | | | 情報リンク | | | キャッシュ カード | 現金 | オンライン | オンライン | 一括 伝送 | |
| オンライン | 情報 リンク | オンライン | 情報 リンク | iモード | Yahoo! ケータイ | Ezweb | iモード | Yahoo! ケータイ | Ezweb | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | ○ |

(注1) 印紙税法に定める第7号文書に該当する場合、印紙添付要

地方税統一QRコードに関する 当協議会の対応について

2022年3月14日

一般社団法人キャッシュレス推進協議会



— JPQR仕様書への記載内容（案） —

仕様書の確定、公表時期については、関係各機関とも調整の上、当協議会の内部プロセスも踏まえ、決定いたします。

データフォーマットについて

JPQR仕様書では、データフォーマットについて規定しています。また、印刷における表示要件も定めています。

データフォーマット

- Tag(ID)の記載順については、「ID:63」を除き、ID番号の昇順にて記載しなくてはならない
- 「ID:63」については、最後に記載する
- 「ID:63」のチェックディジット（CRC）を含め、全て数字で記載する
- 文字コードは「UTF-8」を利用する

表示要件

- 周辺マージン含め、20mm四方に収まるように記載をしなくてはならない
- 1セルあたり0.28mm相当以上で表示をしなくてはならない。読み取り精度向上の観点から、1セルあたり0.32mm相当以上の表示を推奨
- 印刷にあたっては、1セルあたり4dot以上で印刷しなくてはならない
- 誤り訂正レベルは「M」とする
- QRコードの内部にロゴ等のQRコードに関するのな
い記載は行ってはならない
- コントラストが強調されるような配色にて印刷を行うことが求められる
- 納付書への記載方法等については、流通システム開発センサーが定めるガイドラインに従う

Tag(ID):27 「契約店情報」の記載方法

Tag(ID):27 への記載方法は下記のとおりです。特定内容に関する具体的な記載内容、方法については、地方税共同機構及び日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の定めに従うこととします。

格納データ

| 項目名 | ID | 存在 | 内容 |
|---|----|----|---------------------------|
| 仕様バージョン | 00 | 必須 | “01” |
| 静的/動的フラグ | 01 | 必須 | “12” |
| 契約店情報 | 27 | 必須 | 右記参照 |
| 取引金額 | 54 | 必須 | 納付金額 11桁とし、先頭ゼロ埋めとする |
| 付加情報 1 | 62 | 必須 | 課税年度等 26桁とし、先頭ゼロ埋めとする |
| 付加情報 2 | 80 | 必須 | 拡張領域 85桁とし、先頭ゼロ埋めとする |
| チェックディジット (Cyclic Redundancy Check (CRC)) | 63 | 必須 | チェックディジット 10進数5桁にて表示する |

契約店情報の格納データ

| 項目名 | Sub-ID | 存在 | 内容 |
|----------------|--------|----|--|
| 地方税共同機構 識別子 | 00 | 必須 | “13800” |
| 特定内容 | 01 | 必須 | <ul style="list-style-type: none"> • チェックディジット • 地方税共同機構の口座番号 • 払込金額 • 払込手数料の加入者負担／払込者負担 • 機関ID (収納機関番号) • 印紙税の要否の別 • 税目・料金 (納付区分) • 拡張領域 • チェックディジット • 案件特定キー • 確認番号 • eLTAX利用領域 • 団体番号 • 税事務所コード • 拡張領域 |

その他

ガイドラインでは、コンビニエンスストア等の既存の支払いチャネルにおける誤認防止に向けた取組についても記載する予定です。また、eTAX等の各システムとの連携についても、記載いたします。

誤認防止に向けた努力

- コード決済事業者は、利用者がコンビニエンスストア等に納付書を持ち込んで支払う場合に、コード決済サービスが利用できると誤認しないように、利用方法を利用者へ周知する等かかる誤認を防ぐ策を行うことが求められる
- 納付書を作成する自治体や自治体からの受託者等も、納付書の裏面の記載の工夫等により、かかる誤認が生じないようにすることが求められる

二重支払いの防止

- コード決済サービスを利用し納付した場合、納付書に対し、納付を確認できるような第三者による受領印等の押印を行うことはできないように、利用者による二重払いが行われないよう配慮しなくてはならない
- 二重払いの防止に向け、QRコードの読み込みの都度、eTAXシステムへ問い合わせを行うことが重要である

— CRCについて —

サンプルロジック

CRCの作成に関するお問い合わせを複数頂いています。これまでのご質問を踏まえ、CRCについて改めてご説明いたします。

基本的な考え方

- 計算を行う対象範囲をUTF-8の文字コードのバイナリで捉え、先頭から1バイトずつ処理を行う
- 計算自体は、ビット単位で行う
- 計算を行う対象範囲は、最後のタグと長さを表す、「6305」を含んだ形で算出する。したがって、先頭の「0002」から「6305」までが対象となる
- 設定値としては、下記を採用する
 - ✓ Polynomial : 1021
 - ✓ Initial Value : FFFF
- 表記方法は、10進数の5桁で示す

サンプルロジック

- 下記サイトに計算コードが示されており、当協議会が運営するシステムにおいても、当該ロジックを参照し構築している
- <https://github.com/meetanthony>

運用開始に向けた課題等について

地方税統一QRコード付納付書による金融機関窓口納付時の証券の取扱い

<これまでの経緯>

○ 第3回検討会における地方税共同機構提出資料(『資料4 一括伝送方式事前取決事項並びに地方税共同機構が開発するWebシステム及びAPIについて』)において、証券による納付を前提とした事前取決事項の規定案の提示があり、同検討会及びその後の質疑応答において、証券の不渡発生時の取扱いについて議論が行われた。

○ 第4回検討会資料(『資料1 第3回検討会への意見・回答』)において、事務局から、「証券による収納に関しては、証券取扱いの可否を含め検討」としていた。

<対応方針>

○ 地方自治法第231条の2において、「普通地方公共団体の歳入は、第235条の規定により金融機関が指定されている場合には、・・・証券をもって納付することができる」と規定されているが、特定徴収金の収納を行う特定金融機関等は、地方自治法第235条の規定により指定された金融機関として収納を行うものではないことから、eLTAX経由の収納については同条の適用はない。

○ 地方税のキャッシュレス納付を推進する中、eLTAX経由の収納において新たに証券による納付を受け付けることや、それを可能とする法改正を行うことについて積極的な理由もないことから、今後もeLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わないこととする。

※ なお、例えば納税者が金融機関窓口で「当店券」(当該納付を受け付ける支店が支払場所となっている証券)を現金化した上で、当該現金をもってeLTAX経由での収納(地方税統一QRコードを活用した収納)を受け付けることは、差し支えないものと考ええる。

地方団体・金融機関に対する調査について

- 地方税統一QRコードを活用した地方税の収納に関し、第2回検討会において地方団体全体における検討・対応状況を、第5回検討会において金融機関全体における検討・対応状況を共有。
- 地方団体・金融機関の双方からは、全体的な対応状況に加え、個別の地方団体・金融機関の対応状況等について強い関心が寄せられており、また、今後、読取テスト等に係る相互の連絡調整が必要となることから、次のとおり調査を実施。

※ 3月中旬に事務局から依頼を发出し、4月中旬に各地方団体、金融機関各業態・協会が回答することを想定。詳細は、近日中に地方団体・金融機関に連絡予定。

- 調査結果については、地方団体・金融機関の双方で、個別の対応状況等が分かるリストを共有することを想定。

<対応・検討状況>

令和5年4月に向けた各地方団体・各金融機関における地方税統一QRコードへの対応予定（令和3年度末時点）を把握し、地方団体・金融機関間で共有する。

（調査項目例）

- ・ 令和5年4月の対応可否（仮に困難な場合、その理由及び対応予定時期等）
- ・ 読取テスト開始可能時期
- ・ 地方税統一QRコードを印字予定の税目（地方団体）

<連絡先>

帳票の読取テストや今後の運用に関する相互の連絡調整に用いる連絡先を把握し、地方団体・金融機関間で共有する。

今後のスケジュール(想定)

